

入札説明書

1. 物件名及び数量 入札番号 1 号
 関東森林管理局 リコー複合機保守管理（14台）
2. 入札公告日 令和8年2月9日
3. 入札開始及び開札日
 令和8年3月2日（月）（11：00締切・開札）
 （10：55集合）

※紙入札を行う者は、11時55分までに入札会場へ集合して下さい。

※入札締切後、各物件を順次開札しますので、電子調達システムにより入札に参加される方は、開札状況を適宜ご確認下さい。

4. 会 場 関東森林管理局 2階小会議室
5. 契約期間 自 令和8年4月 1日
 至 令和9年3月31日

6. そ の 他

入札者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めてください。

【配布資料】

- (1) 関東森林管理局署等競争契約入札心得
 （ホームページからダウンロードし熟知すること。）
- (2) 契約書（案）
- (3) 仕様書
- (4) 入札書
- (5) 委任状作成例

※入札公告のとおり、下記証明書等を令和8年2月26日（木）午後3：00までに関東森林管理局経理課企画係に提出し、その審査をもって入札参加許可を受けて下さい。

- 【証明書等】 1. 資格確認通知書（写し）全省庁統一資格
 2. 会社概要等

※入札をする際には、入札書に単価及び金額を記入した内訳書を添付することとし、内訳書の添付が無い入札書は無効とします。

複合機保守管理契約書(案)

支出負担行為担当官 関東森林管理局長 松村孝典（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、デジタル複合機
（以下「複合機」という。）の保守管理に関し、次の条項により契約を締結する。

契約条項

（契約の目的）

第1条 この契約は、複合機が常時正常な状態で使用できるように保守を行い、複合機に必要なトナー等（以下「消耗品」という。ただし、用紙を除く。）を円滑に供給することを目的とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（保守対象物件等）

第3条 保守対象物件及び設置場所は、別紙のとおりとする。

（料金）

第4条 保守料は、別紙の単価のとおりとする。

なお、数量は頭書のとおり予定とし、これに異動が生じても異議を申し立てないものとする。

（保守）

第5条 乙は、複合機を常に良好な運転状態を保つように定期的に点検及び調整を行うものとする。

2 乙は、複合機が故障したときは、直ちに正常な状態にしなければならない。

（消耗品の供給）

第6条 乙は、消耗品が不足しないよう事前に供給するものとする。

（消耗品の所有権）

第7条 消耗品の所有権は乙に属し、甲は、善良な管理者の注意をもってこれを使用しなければならない。

2 甲は、消耗品を原状と変更するような行為並びにその他の用途に使用してはならない。

（検査）

第8条 乙は、毎月25日から月末の間に複合機のカウンターを確認し、当該月の使用枚数について甲の指定する検査職員の検査を受けなければならない。
ただし、契約期間の最終月分については、納付完了後に上記の確認を行い、検査を受けなければならない。

（代金の請求）

第9条 乙は、前条の検査が完了したときは、第4条に定める単価に応じた料金を請求するものとする。

（代金の支払）

第10条 甲は、乙が提出する適正な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当なため乙に返送した場合は、甲が返送した日から乙の適正な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しないものとする。

（遅延利息）

第 11 条 乙は、甲が約定期間に代金を支払わないときは、甲に対して遅延利息を請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、請求金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 25 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に基づく遅延利息率を乗じて計算した遅延利息の額とする。ただし、遅延利息の額が 100 円未満であるときは、甲は、前項の規定にかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また、100 円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

3 前 2 項の場合において、支払遅延が天災等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間は、これを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に計算しない。

（秘密の保持）

第 12 条 乙は、保守の実施に当たり、知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、また、他の目的に利用してはならない。

（業務の履行責任）

第 13 条 業務が終了した時に業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは（以下「契約不適合」という。）、甲は、乙に対し業務の目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。

4 前項の規定は、業務が終了した時において、乙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。

5 第 3 項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

（甲の催告による解除権）

第 14 条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約について、乙が契約上の義務違反又は不正行為をしたと甲が認めたとき。

（甲の催告によらない解除権）

第 15 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 12 条の規定に違反したとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第 19 条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第 16 条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除権)

第 17 条 甲は、業務が完了しない間は、第 14 条又は第 15 条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第 18 条 甲は、第 14 条及び第 15 条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(乙の催告による解除権)

第 19 条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(乙の責めに帰すべき事由による場合)

第 20 条 前条に定める事項が乙の責めに記すべき事由によるものであるときは、乙は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第 21 条 第 14 条又は第 15 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 15 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(消耗品の返還)

第 22 条 甲は、この契約が終了したときは、消耗品を乙に返還しなければならない。

(相殺)

第 23 条 この契約により、甲が乙から取得すべき違約金等があるときは、甲はその選択により乙に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収することができる。

(その他)

第 24 条 甲、乙双方は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲、乙間の紛争を生じたとき、及びこの契約に規定のない事項については、甲乙協議して決定する。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 25 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せずに契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 26 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。

- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(特約事項)

別紙1のとおり

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 群馬県前橋市岩神町4丁目16番25号
支出負担行為担当官
関東森林管理局長 松村 孝典

乙

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。））としな

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(別 紙)

リコー複合機保守管理予定金額 (令和8年4月1日～令和9年3月31日)

設置機種 : リコー IM C6000F

設置場所 : 群馬県前橋市岩神町四丁目16-25 関東森林管理局

(総務課・企画調整課・経理課・計画課(2台)・保全課(2台)・治山課・資源活用課・技術普及課・群馬森林管理署)

群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町771-1 (吾妻森林管理署)

区分	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
① 基本料(月)	12	台			
② モノクロ(予定数量/月)	84,600	枚			
③ カラー (予定数量/月)	69,600	枚			
1箇月あたり合計					

設置機種 : リコー IM C6010F

設置場所 : 群馬県前橋市岩神町四丁目16-25 関東森林管理局 (森林整備課)

群馬県沼田市鍛冶町3923-1 (利根沼田森林管理署)

区分	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
① 基本料(月)	2	台			
② モノクロ(予定数量/月)	13,200	枚			
③ カラー (予定数量/月)	14,700	枚			
1箇月あたり合計					

区分	品名	数量	単位	1ヶ月金額(円)	年間予定金額(円)	備考
保守料	複合機(12台分)	12	箇月			
保守料	複合機(2台分)	12	箇月			
計						
消費税						10%
合 計						

1. 1ヶ月の保守料金は第8条に定める検査によって確定した総枚数に1枚当たりのコピー料を乗じて得た額とする。

複合機保守仕様書

1. 本物件の保守に関する条件を、以下のとおりとする。

(1) 機種・予定使用枚数

別紙のとおり

(2) 保守基本条項

ア 保守範囲

通常使用上において起こり得る故障修理に関する保守を、本契約範囲とする。

イ 保守受付

毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する日を除く。）
保守対応受付時間は原則9時から17時までとする。

ウ 保守受付対応

受付専用ダイヤルを設けて、日本語による対応が可能であること。

エ 保守管理番号表示

保守連絡先及び一意の管理番号表示したシールを当該複合機に貼り付けること。

オ 定期点検

常時良好な状態に保つため、毎月点検整備を定期的実施すること。
点検整備に一定時間（1時間以上）を要する場合は、事前に管理担当者に連絡し、許可を得ること。

カ 保守料金設定

保守料金は、1枚毎にコピー単価を設定するものとする。
契約期間中の保守単価の変更は認めないこととする。

キ 保守料金請求

保守料金請求については、毎月25日から月末の間に任意書式にて使用枚数を担当職員に報告し、
確認を受けた後、コピー単価を乗じた金額を請求するものとする。
ただし、契約期間の最終月分については、納付完了後に上記の報告、確認を受けること。
なお、契約満了等にもない当該機器を使用しなくなった場合は、機器を撤去した日をもって上記の
報告、確認を受けることも可とする。

(3) 保守詳細条項

ア 故障修理の際に使用する部品の費用（修理技術料費、派遣料費等を含む。）は、保守費用に含むも

イ 使用枚数に応じて、発生が予測される故障等を未然に防止する措置を実施すること。

ウ 故障修理の際に交換が必要となった部品（感光体を含む。）及び消耗品（用紙、ステープラ針等を除く。）費用については、本契約に含むものとする。

エ 交換する部品及び消耗品については、製造メーカーの稼働認定が取れている部材を使用すること。

オ 故障対応については、保守員を速やかに機器設置場所に派遣し、オンサイトによる対応を実施すること。

カ 以下の場合については、本契約の対象外とする。

・天災地変等保守業者の責に帰すことができない原因により生じた故障修理の場合

(4) 保守体制

ア 製造元メーカー認定の保守実施店としての登録があること。

なお、製造元メーカーが保守業務を請け負う場合は、この限りではない。

イ 全設置場所について、保守対応窓口は一元的に同一会社により対応できる体制を整えること。

ウ 保守員は、機器が常に良好に使用できる状態を維持する能力を有した専門の技術を保持すること。

エ 保守員は、身分証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示すること。

(5) トナー供給

複合機稼働に必要なトナーについては、不足が生じないように予備品を含めて適宜供給すること。

(6) 保守実施報告

ア 点検及び故障修理の実施にあたっては、作業開始及び終了時に担当職員に速やかに報告すること。

イ 作業終了後に担当職員に対して、報告書（様式は任意）を提出すること。

(7) 安全の確保

ア 安全管理として、機器の保守等の実施に際しては、危害を予防し、安全の確保に努めること。

イ 保守作業に当たって、知り得た情報（公知の情報等を除く。）に関し、第三者に開示、漏洩又は、他の 目的に使用するなどしてはならない。

2. 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3. 責任の所在

製造者の如何に関わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

4. その他

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と受注者が必要に応じ、打ち合わせを行う
こと。

入 札 書

入札物件 第 1 号

物件の名称 関東森林管理局 リコー複合機保守管理（14台）

入 札 金 額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※金額の頭に¥マークを付けること。

ただし、内訳については、別紙内訳書のとおり

上記金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に各消費税額を加算した金額になること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得、契約条項等、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

住 所

会社名

代表者氏名

代理人

（ 入 札 内 訳 書 ）

※1枚当たり保守料金単価は、小数点2位以下切り捨てとする。

設置機種： リコー IM C6000F

設置場所： 群馬県前橋市岩神町四丁目16-25 関東森林管理局

（総務課・企画調整課・経理課・計画課(2台)・保全課(2台)・治山課・資源活用課・技術普及課・群馬森林管理署）

群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町771-1（吾妻森林管理署）

区分	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
① 基本料(月)	12	台			
② モノクロ(予定数量/月)	84,600	枚			
③ カラー (予定数量/月)	69,600	枚			
1箇月あたり合計					

設置機種： リコー IM C6010F

設置場所： 群馬県前橋市岩神町四丁目16-25 関東森林管理局（森林整備課）

群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町771-1（利根沼田森林管理署）

区分	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
① 基本料(月)	2	台			
② モノクロ(予定数量/月)	13,200	枚			
③ カラー (予定数量/月)	14,700	枚			
1箇月あたり合計					

区分	品名	数量	単位	1ヶ月金額(円)	年間予定金額(円)	備考
保守料	複合機(12台分)	12	箇月			
保守料	複合機(2台分)	12	箇月			
計						入札書に記載する金額
消費税						10%
合計						

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

住 所

商号又は名称
代表者役職氏名

令和8年 月 日公告

物件の名称 入札番号1号 関東森林管理局 リコー複合機保守管理（14台）

一般競争入札の参加資格の下記証明書類について、別紙のとおり提出します。
なお、記載事項に関する照会については、下記担当までご連絡願います。

記

- ① 令和7・8・9年度 全省庁統一資格の審査結果通知書の写し
- ② 会社概要等

（担当）

- 1 所属部課名：
- 2 役 職：
- 3 担当者氏名：
- 4 電 話 番 号：
- 5 メールアドレス：

様式第6号（第4条）

委任状

代理人氏名 関東 太郎

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1	入札年月日	令和〇〇年△月□□日	入札日を記入
2	件名	物品の購入 ○号物件 ○〇〇〇	物件名を記入
3	入札に関する一切の件	令和〇〇年△月□□日	全省庁資格確認通知書に記載された住所・会社名・代表者役職・氏名を記入(ゴム印でも可)
		委任された日付を記入	
	住所	〇〇県△△市□□町1-2-3	
	商号又は名称	〇△株式会社	
	代表者氏名	代表取締役 関東 次郎	

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

なお、代理人から復代理人に委任をされる場合においても再度委任状が必要となりますので注意してください。

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。